被災者のみなさまへ

政府広報

政府からのお知らせ

※一般の方のための生活再建の情報は
ウラ側からご覧いただけます

事業主のみなさまのための

事業再建ハンドブック

—5月2日に成立した補正予算（4兆円超）のご案内—

東日本大震災の被害にあわれた
みなさまの事業再建を
支援するための
補正予算が成立しました。

ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

平成23年（2011年）5月12日発行

すべては一日も早い
被災地の事業再建のために――。

被災地の復旧のために、4兆円を超える補正予算が

5月2日に国会で成立しました。

このハンドブックでは、この予算のうち、みなさまの

事業再建に直結する項目を選びだしてお知らせします。

総合計4兆153億円

今回の予算には、このハンドブックでお知らせするものにあわせ、以下のような項目が盛り込まれています。

災害復旧活動の継続
2,593億円

自衛隊、消防、警察、海上保安庁が災害復旧活動などを継続するための経費です

公共施設などの復旧
1兆2,019億円

被災した河川、道路、港湾、空港、上下水道などの災害復旧や各種施設の復旧、被災者向けの災害公営住宅の整備などをすすめます

地方交付税を増額
1,200億円

震災に係る地方公共団体の特別の財政需要に対し、国がサポートします

事業主のみなさまへ

4　すべての事業主のみなさま

5　中小企業のみなさま

9　水産業のみなさま

15　農業のみなさま

22　森林・林業のみなさま

26　ガス・石油関連事業のみなさま

28　その他の支援

自家発電設備の導入費の最大５割を補助します

輸出品に対する風評被害に対応します

農林水産物等の輸出などを支援します

すべての事業主のみなさま

雇用を維持する事業主を応援します　→7,269億円

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方々が、従業員の方々を解雇せず、休業などの措置によって**雇用を維持**した場合、その**費用の一部を助成**するものです。

●被災地域の事業主が、この助成金を利用する場合、事業活動の縮小の程度を判断する期間を3か月から**1か月に短縮**する措置を、既に実施しています。

※事業主と一定規模（1／3）以上の経済的関係を有する他の地域の事業主の方々も同様です。

●支給限度日数については、特例の支給対象期間（1年間）において、被災前の支給日数にかかわらず、最大300日利用可能とする特例措置を設けます。

●また、被保険者期間が**6か月未満であっても助成金の対象**とする暫定措置を延長します。

お問い合わせ先　**お近くのハローワーク（「生活再建ハンドブック」P23参照）**

被災された方を雇用する事業主を応援します　→63億円

●被災して離職された方や、被災地域にお住まいで仕事を探しておられる方々を、ハローワークなどの紹介で雇い入れた事業主の方々に、**50万円を助成**します（中小企業は90万円）。

お問い合わせ先　**お近くのハローワーク（「生活再建ハンドブック」P23参照）**

※労働関連のご相談は「生活再建ハンドブック」P11参照

中小企業のみなさま

被災した中小企業の事業継続・再開を支援します

事業の継続・再開支援のため、1～6にあるようなさまざまな支援策を創設しました。
まずはご相談ください。

中小企業電話相談ナビダイヤル 0570-064-350

（9:00～17:30　土日祝日を含む）
※土日祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

1　金融機関からの借入れを全額保証します　→3,209億円

東日本大震災復興緊急保証

- 信用保証協会が、震災により直接または間接に被害を受けられた中小企業者を対象として、金融機関からの事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入れを、保証します。
- 融資額の全額を保証（100%保証）し、保証料率は0.8%以下です。
- 災害関係保証、セーフティネット保証とあわせて**無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで**一般保証とは別枠で利用できます。

お問い合わせ先　**最寄りの信用保証協会**

青森県信用保証協会 017-723-1354
岩手県信用保証協会 019-654-1505
宮城県信用保証協会 022-225-5230
福島県信用保証協会 024-526-1530
茨城県信用保証協会 029-224-7811
など

中小企業のみなさま

2 長期・低利の融資をします →1,786億円

東日本大震災復興特別貸付

日本公庫・商工中金が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者などを対象に、長期・低利の融資をおこないます。

●貸付限度額

日本公庫(中小事業)・商工中金 7.2億円、日本公庫(国民事業)4,800万円

※日本公庫(国民事業)の生活衛生貸付については5,700万円

●貸付利率

基準利率から最大で0.5%引き下げ

※基準利率:日本公庫(中小事業)、商工中金1.75%、日本公庫(国民事業) 2.25%
(貸付期間5年以内の基準金利〈平成23年4月末時点〉。利率は返済期間などにより変動)

——さらに、
①地震・津波などにより直接被害を受けた方
②原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方
③これらの方々と一定以上の取引がある方
には、別枠で貸付期間の延長や金利の引き下げを措置します。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫による融資は日本政策金融公庫
0120-154-505(平日)
中小企業事業 0120-327-790 (土日祝日)
国民生活事業 0120-220-353 (土日祝日)
商工中央金庫による融資は商工中金
各営業店舗の代表電話(http://www.shokochukin.co.jp)または、
0120-079-366(平日)
0120-542-711(土日祝日)

3 企業の施設などの復旧・整備費を補助します

中小企業組合等復旧・復興支援事業 **→155億円**

被災地の複数の中小企業などが一体となって進める復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な生産・販売施設などの復旧・整備に対して、国と都道府県が連携して補助をおこないます。

●県が認定する復興事業計画に従い復旧事業をおこなう組合や中小企業グループなどに対し、県を通じて、計画に不可欠な施設及び設備などの復旧費用の1／2を国が1／4を県が補助します。

お問い合わせ先 **中小企業庁経営支援課 03-3501-1763**

4 仮設工場、仮設店舗などを整備して貸し出します

被災地域産業地区再整備事業 **→10億円**

中小企業などが速やかに事業を再開するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗などを整備して、地方公共団体を通じて貸し出します。

お問い合わせ先

中小企業復興支援センター盛岡 090-4097-6989、090-5219-5527
中小企業復興支援センター仙台 022-399-6111(代)
中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島 024-529-5113

中小企業のみなさま

5 商店街施設の撤去や施設の修繕などを全額補助します

商店街実践活動事業（商店街災害復旧・アーケード撤去等事業）　→4億円

被害を受けた商店街について、被災したアーケードなどの撤去や、破損規模が大きい施設の修繕などを支援します。

●全国商店街振興組合連合会を通じ、商店街振興組合などに対し、復旧費用などを全額補助します。

お問い合わせ先　**全国商店街振興組合連合会 03-3553-9300**

6 復旧・復興のために無料で支援専門家を派遣します

復旧・復興のための支援専門家派遣　→10億円

中小企業基盤整備機構が盛岡、仙台、福島などの被災地に支援拠点を設置し、無料で中小企業の相談を受け付けます。

●災害対応の相談員が被災地域の支援機関（商工会・商工会議所など）を巡回し、無料で被災中小企業の相談を幅広く受け付けるなどの支援をおこないます。

お問い合わせ先

中小企業復興支援センター盛岡
090-4097-6989、090-5219-5527

中小企業復興支援センター仙台
022-399-6111（代）

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島
024-529-5113

または、お近くの商工会、商工会議所

水産業のみなさま

水産業の復旧を支援します

1　漁港や海岸などの復旧の事業費を補助します

漁港施設等災害復旧事業　→246億円

地震や津波の被害を受けた漁港や海岸などの復旧を、国が実施します。

●国は、事業費の2／3(漁港、海岸)、6.5／10(漁業用施設)を補助します。

漁港施設等災害関連事業　→4億円

復旧に加え、構造物の強化など必要な災害防止対策を県や市町村がおこなう場合、国が支援します。

●国は、事業費の5／10を補助します。

お問い合わせ先 P29参照

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁防災漁村課(03-3502-5638)

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策　→55億円

漁港の防波堤や堤防などの被災原因や設計条件に係る調査を実施します。あわせて、漁業集落の整備計画や漁港の機能回復を国が支援します。

●漁業集落を整備する事業計画を策定する調査を県または市町村が実施する場合、事業費の半額を国が補助します。

●流通拠点漁港において、災害復旧事業と連携して用地などの嵩上げ、排水対策など漁港機能の回復を図る整備を県または市町村が実施する場合、事業費の半額を国が補助します。

お問い合わせ先 P29参照

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁計画課(03-3502-8491)

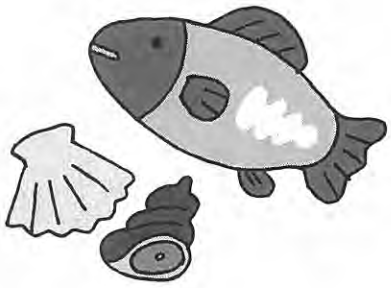

2 小型漁船の建造費を補助します →76億円

共同利用小型漁船建造事業

激甚災害法に基づき、漁業協同組合が、組合員が共同で利用する小型漁船を建造する場合、国が支援します。

●国は、建造費の1／3を補助します。あわせて、都道府県が建造費の1／3以上を補助します。

お問い合わせ先 **水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393**

3 漁船や定置網の漁具の導入費を補助します →198億円

共同利用漁船等復旧支援対策事業

2の事業に加え、漁業協同組合などが共同計画を作り、漁船や定置網の漁具を導入する場合、国が支援します。

●国は、事業費の1／3を補助します。あわせて、都道府県が事業費の1／3以上を補助します。

お問い合わせ先 **水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393**

4 養殖施設の復旧事業費の最大9割を補助します

養殖施設災害復旧事業 **→240億円**

激甚災害法に基づき、都道府県が養殖施設の災害復旧事業を実施する場合、国が支援します。

●国は、事業費の最大9／10を補助します。

お問い合わせ先 **P29参照**

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁栽培養殖課（03-3502-8489）

5 さけ・ますの飼育池などの整備費の最大２／３を補助します

さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業 **→27億円**

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備などを国が支援します。

●国は事業費の最大２／３を補助します。

お問い合わせ先 **P29参照**

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁栽培養殖課（03-3502-8489）

6 市場などの機器の整備費の最大２／３を補助します

水産業共同利用施設復旧支援事業 **→18億円**

漁協などが、所有する水産業共同利用施設（市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設など）の復旧に向け、機器などを整備する場合、国が支援します。

●国は、事業費の２／３または半額を補助します。

お問い合わせ先 **水産庁加工流通課 03-6744-2349**

※この他、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

→P16 4 を参照してください。